12月からコンビニで税金の納付ができます！
～税金の納付が便利に～

12月1日から、税金の納付場所が従前の金融機関・役場・サービスカウンターに加えて、コンビニ（注）で納付できるようになります。

納税者の皆さんには、土曜日・日曜日・祝日・金融機関の閉店後の納付でご不便をおかけしていましたが、コンビニは24時間、365日いつでも納付していただけます。

自宅またはお勤め先など、町が契約するお近くのコンビニ店舗で町税を納めていただけるようになりますのでご利用ください。

また、納付書を持っていれば旅行中でも、全国の契約コンビニで納付が可能となり、税金の納付が便利になります。

今回は、平成22年4月の本格的な運用に向けての段階的な実施です。

なお、平成21年11月30日以前に発布された納付書では、コンビニ納付することはできませんのでご了承ください。

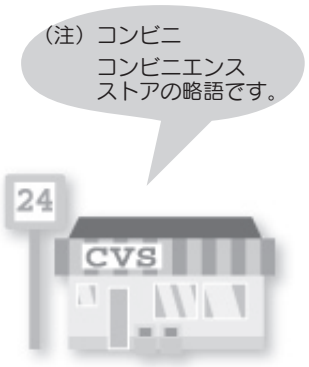

コンビニ納付ができる税目や納付書の取り扱いは、次のようになります。

◆取り扱い税目

○固定資産税　○軽自動車税
○町・県民税　○国民健康保険税

◆納付書

12月1日から段階的に実施するため、コンビニ取り扱いの納付書は次のとおりとなります。

12月1日（火）から

12月1日（火）以降に発布される次の納付書です。

○固定資産税・軽自動車税・町県民税・国民健康保険税の更正通知に伴う納付書
○収納課が発行する口座振替不納通知書・督促状・催告書に伴う納付書、再発納付書

平成22年4月1日から

取り扱い税目の当初納税通知書からコンビニでの納付が可能となります。

◆コンビニで納付する場合

○納付書1枚の税額が、30万円以下となります。
○納付は現金のみの取り扱いとなります。
○納期限内の納付書のみとなります。
※その他、契約内容により納付できない場合があります。
※コンビニ納付用の納付書は、コンビニとの取り決めにより従前のようにホッチキスで留めることができませんので、納付書の納期限を確認してご使用ください。

◆問い合わせ先

役場　収納二課
☎内線1117・1118

上・下水道使用料について

上・下水道の使用料金についても、平成22年4月から、コンビニでの納付ができるように準備を進めています。

決定しだいお知らせします。

◆問い合わせ先

水道局　☎（55）2234

取り扱いのコンビニエンスストア店舗

コンビニエンスストア15社で、店舗数は44，100店舗余りです。

納付できるコンビニエンスストア

○ローソン
○サークルK
○サンクス
○セブンイレブン
○ファミリーマート
○デイリーヤマザキ
○エーエム・ピーエム
○ミニストップ
○エブリワン
○MMK設置店
○くらしハウス
○ココストア
○コミュニティ・ストア
○スパー北海道
○スリーエイト
○スリーエフ
○生活彩家
○セイコーマート
○セーブオン
○タイエー
○ハセザワストア
○ポプラ
○ヤマザキデイリーストアー